

## (ウ) 一組処理施設への持込禁止物

1	ふん尿
2	動物の死体
3	特別管理一般廃棄物に指定されている物 ・ごみ処理施設の集じん施設で集められたばいじん ・基準値以上のダイオキシン類を含む物 ・感染性廃棄物（臓器、血液等が付着した紙くず等）
4	有害性の物
5	爆発性のある物、火災発生の原因となる恐れのある物等危険性のある物
6	液状の物
7	粉末状又は顆粒状で飛散する恐れのある物
8	焼却施設にあっては、焼却に適さない物 ・金属、ガラス、石、陶器、土砂、コンクリート等の不燃物 ・弁当ガラ等及び皮革の一部など 事業者から排出されるプラスチック、ゴムなどは産廃なので持込できません。
9	その他処理施設の管理運営に支障を来す恐れのある物 ・工場ごとに定められた形状、寸法を超える物 ・冷凍された物や水分を多量に含んだ物、一時に大量に搬入される物など焼却等の処理に支障をきたす恐れのある物 ・搬入に長時間を要するなど処理施設での受入れに支障を来すおそれのある物など ・中防処理施設にあっては、清掃工場に搬入可能な物
10	産業廃棄物 ・あらゆる事業活動に伴う物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん ・特定の事業活動に伴う物 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体 ・上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しない物

\* 清掃一組規則第8条にもとづき具体例を示したものです。

\* 土砂は「廃棄物」に当たらないので、持込みできません。